

昭和五十一年三月

大宰府史跡出土木簡概報(一)

九州歴史資料館

大宰府史跡出土木簡概報
(一)

はじめに

昭和四十三年以来続けてきた大宰府史跡地の発掘調査は、これまで地上観察を主として来た研究に対して、多くの新しい知見をもたらした。これらの発掘調査については、各年の調査概報によつて報告をつづけてきている。

一方、従来の文献調査については、觀世音寺文書を中心に、間接的探究をつづけてきた。ところがここ数年来大宰府史跡発掘調査によつて得られた出土木簡の量は次第に増加してきた。これ等木簡の年代は他の文書よりも古く、一等史料として活用出来る性質を持つてゐる。もしそれが断片的な資料であるにせよ、奈良時代或はそれよりさかのばった文字に接することの出来る欣びは、調査に関与する人々の心を打つものである。このたびこれまでの大宰府出土木簡をまとめて紹介する機会が与えられた。文責はもとより編者、筆者にあるが、判読その他に御指導と御助言を賜つた岸俊男先生はじめ、諸先学の御芳情に対し感謝の辞をささげたい。もちろん、この研究は将来の推進に俟つものが多いので、今後とも不变の御教導を祈念してやまない。

昭和五十一年初春の日に

九州歴史資料館館長

鏡山

猛

例 言

一、本概報は、昭和四三年末に開始されて以来の大宰府史跡発掘調査において出土した木簡について報告するものであるが、出土木簡についての調査、考察はまだ十分ではないので、諸賢の教示をえて、さらに深めていきたいと考えている。

一、図版解説のうち、たとえば第四次は調査次数を示し、第二六次調査については本文中に記した出土地点の略号を付記した。その下の数字は木簡の縦×横×厚さの最大値（単価はcm）を示す。なお削屑については計測値記載を省略した。

一、「」は木簡の上・下の完形であることを示し、そのような表記のないものはすべて折損の状態にあることを示す。

一、木簡の釈説にあつては、大宰府史跡発掘調査指導委員の岸俊男氏、井上辰雄氏および奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部の狩野久氏、横田拓実氏などから多大のご教示、ご援助を得た。ここにあらためて深く謝意を表する。

一、木簡の樹種鑑定については、九州大学農学部松本易教授、林弘也助手に委嘱し、その結果を記した。

一、本概報の執筆は倉住靖彦、写真撮影は石丸洋（第四次調査出土分は龜井明徳）、編集は倉住が主としてこれにあたり、当館調査課員が援助した。

大宰府史跡と木簡の出土

七世紀後半、東アジアの国際情勢が緊迫し、朝鮮半島からの撤退を余儀なくされた時、前代以来の筑紫大宰の機能を繼承して大宰府が設置された。その後いわゆる律令国家体制の成立にともなつて整備拡充され、持統朝にはその体制もほぼ確立された。そして西海道諸国島に対する總管府として、また対外交渉における門戸として内外両面にわたる機能を果したが、それらは九州地方の歴史的地理的性格を直接に反映したものであつた。

この律令制大宰府は地方支配機構においては全く他に類例を見ない特異な官衙であり、その後の律令制支配の推移とともに、なつていくたの糸余曲折をたどりながらも、一二世紀末の鎌倉幕府の成立によってその実を失うまで、ほぼ古代を通じて存続したのである。

さて、かかる大宰府政庁の遺跡は福岡県筑紫郡大宰府町に所在し、一般には「都府跡」の名で親しまれ、現在は「大宰府跡」として特別史跡に指定されている。そしてこれに東隣する「大宰府学校院跡」および「觀世音寺境内および子院跡」という国指定の史跡とともに、便宜的に「大宰府史跡」と総称されている。なおこれらの北方には「大野城跡」、また西北方には「水城跡」という密接な関係を有する特別史跡が所在している。

福岡県教育委員会では、大宰府史跡の発掘調査を去る昭和三年末に政府跡南門・中門地区において開始して以来継続して実施しているが、現在までに次數にして三〇数次の発掘調査を

完了し、少なからぬ新知見を得ている。なかでも、政庁地区についてではのべ七次の調査を実施したが、その規模あるいは建物の配置状況などについてはほん明らかにしたと言つても過言ではないだらう。しかし政庁地区の周辺に存在が想定される日常的執務のための施設すなわち官衙施設についてはよくやく調査に着手したばかりの状況であり、またかつて鏡山猛氏によつて提起された大宰府象坊制復原案に対して再検討の必要性を示唆する事実も明らかになるなど、今後に課せられている問題点も決して少なくはない。

ところで、これまでの発掘調査によってもたらされた成果の一つとして、木簡の発見を挙げられる。木簡は、周知のように、昭和三六年に平城宮跡において発見されて以来、この平城宮や藤原宮などの宮跡あるいは京跡をはじめとして、多賀城跡や国衙・都衙比定地など各種の官衙跡というように、各地の遺跡において発見されており、現在ではその数量もかなりにのぼつてゐる。

大宰府史跡においても、その歴史的性質などからみて、木簡の出土は発掘調査の開始当初から十分予想されていたのであるが、事実現在まで前後三回にわたって合計約九五〇点を検出している。すなわち、調査の開始後一年半を経過した昭和四五年三月には、第四次調査として実施した藏司西地区の調査において最初の九点を発見し、翌四六年九月には大楠地区における第一四次調査の際に五点、そして第二六次調査を実施した政府地区正殿後方築地東北隅においては、四八年九月から一月に

かけて約五地点から計九三〇点を検出した。なお四六年の学校院地区東辺部における第九次調査の際にも木簡の本片一点を検出しているが、墨痕の有無についてはにわかに判定しがたい。

これらの木簡については、既に該年度の発掘調査概報「大宰府史跡」においてその概略を報告しているが、このたび主要なものについて写真を掲げ、簡単な解説を付して、あらためて報告することにした。しかし言うまでもないことではあるが、個々の木簡自体はいずれもきわめて断片的なものであり、それの史料性などについては将来の検討に俟たねばならない点が少くはない。そこで今回は、木簡の出土状況や出土遺構などとの関連において、出土木簡の概要を報告するにとどめておきた

いと思う。

なお、本概報において言う木簡とは、平城宮跡において発見された以来、学界などの関係者によって慣用されている称呼に従つたものであり、付札類、習書あるいは抜き書きなどを含む文書・記録類、そしてそれらの削屑を総称したものである。また内容的には、古代地方官衙としての大宰府政府との直接的関連において位置づけられるものに限定した。

木簡の出土状況とその概要

前述のように、大宰府史跡において出土した木簡は、前後三度にわたって合計九四四点を数えているが、この二ヶ所の出土地区の状況およびその遺構的性格にはかなりの差異が認められる。そこで木簡出土の各調査およびその出土地区ごとに、その

地形的状況、検出遺構、木簡の出土状況および出土木簡の概要などについて大略を述べておこう。

I 第四次調査 藏司西地区 昭和四五年

大宰府政事中軸線から西へ約三二〇メートルに位置するこの調査区の地籍は太宰府町大字親世音寺字藏司に属し、次のような地形であった。すなわち、北方には灌漑用の西ヶ浦池が位置し、南方には幅約一五メートルの水田を隔てて政事地区前の大路跡に比定される県道山家一闇裏線が東西に走り、東西に藏司跡の台地と字来木地区からづく舌状台地とにはさまれた一種の谷間である。また調査実施当時の内部地形をみると、その東半部は低湿地を水田化したものであり、本来の自然地形は北方から二つの台地の間をぬって南下する流域域の一部であり、西ヶ浦池もその一部を利用して構築されたものと推定され、西半部は西方の台地につづく段状の水田であり、東半部の水田との比高差は二メートルをはかる比較的高燥の地であった。ここは史跡指定地ではなかつたが、特別史跡指定地に隣接する地域でもあるので、遺構の存在なども十分想定しうるところでもあつた。この発掘調査は宅地造成の申請にもとづいて行ない、調査の終了後は埋め立てて造成まではなされたが、現在はそのままの状態で公有地化され、さらに特別史跡「大宰府跡」の一部として追加指定されている。

調査は、調査区東半部の低湿地に東西方向のトレンチを一本、また西半部の台地上には七本のトレンチを設定して、のべ六〇〇平方メートルについて発掘を行なった。その結果検出された

主な遺構をみると、まずE3トレンチにおいては東西方向の築地とその中間に門を検出したが、この門は築地の脇門とも言うべき簡単な構造のものであり、政庁の南面墻から心材距離で南北に一六・四メートル、政庁中軸線からは西に三・五・三メートルに位置している。その使用尺には問題が残るにしても、

政庁中軸線からはほぼ三町の距離にあることが注目される。Nトレンチで検出した南北溝は幅約二六メートル、深さ二メートル以上におよぶ大きなもので、この溝の中から九点の木簡を発見したのである。この溝の堆積土は、耕作土、床土の下が五層に分けられ、木簡2-15の四点を含む八点は地表面下約一・五

メートルの第IV層から、また木簡1は第IV層にブロック状に混入した黄色砂質粘土の中から検出した。この第IV層は厚さ〇・二一〇・四メートルの茶褐色を呈する腐植土層で、その堆積時期は七・八世紀と推定できるが、溝の西岸近くが厚く、東にいくにつれて薄くなつて西岸から約一〇・六メートル付近で終り、木簡は西岸から約五メートルの範囲内に点在していた。なおNトレンチの南方約三・一メートルの地点に設定したSトレンチにおいても南北方向の溝を検出したが、それからは出土遺物も少なく、Nトレンチにおける第IV層に相当する層も認められなかつた。

次に出土木簡の形狀をみると、三点はほぼ完形とみなし得るが、それ以外はいわゆる削屑一点を含めていずれも折損などのため原形の推定は困難である。出土点数も少なく、また遺存の偶然性なども考慮しなければならないが、後述する第二六・次調査出土の木簡では削屑が大部分を占めていることはきわめて対

照的である。

文字については、二点はわずかに墨痕が認められる程度のものではほとんど判読できないが、他の七点は一点につき少なくとも一字は判読できるものである。しかし全文を判読できるものは、現存部を一応判読できる一点の断簡だけである。

上端の左右に特有の切込みを有する付札類は、表裏に「久須評大伴マ」「太丹□」「□□□」と記された木簡2など二点が出土しているが、ともに完形とみなされる。その他はいずれも文書類と推定され、木簡4の裏面は物差であり、古代尺度を考える上において注目されるものである。

これらの木簡の年代を示すような具体的年紀を有するものは検出できなかつたが、前述の付札木簡2によつてある程度は考定することができる。藤原宮跡出土木簡の「己亥年十月上揆固阿波評松里」と記された貢進物付札が学界の多年にわたる都評論争に終止符をうち、いわゆる「コホリ」の用字としては「評」字が淨御原令施行期間、すなわち大宝令施行直前の七世紀末まで公的に使用されていたことを明らかにした。とすれば、中央よりは遅く離れた大宰府管内における都評の用字改制の時期すなわち大宝令が施行されてある程度定着した時期は中央よりも若干は遅れたであろうと推定されるが、巨視的にはこの木簡の下限時期を八世紀初頭の大宝令後に比定することは可能であろう。木簡5に見える「貢稻」は大宝令以後における私出舉の古称であり、また木簡1に見える「星長」の存在した下限時期は、里が郷と改称された垂龜元年前後に求められることなども

この推定を傍証するものである。この九点の木簡は、その出土状況などからみて、いずれも同一時期に属するものであり、大宝前後を下限とするものと推定できよう。

II 第一四次調査 大楠地区 昭和四六年

この調査地域は、政庁跡の前面を東西に走る県道山家—関屋

線をはさんで、藏司跡地区の南方に位置する水田で、地籍は大字觀世音寺字大楠にし、字不丁地区と境を接している。政庁中軸線からは西へ約二二〇メートルの地点にあたり、大宰府条坊制復原案における政庁地区の占地を方四町とみなせば、その西南隅に接する地域である。

調査は、東西方に一本と南北方向に一本のトレンチを設定して、合計三三三平方メートルについて発掘した。その結果、南北方向に走る大小二条の溝を検出した。小溝は政庁中軸線から西へ約二一八メートルに位置し、大宰府条坊制復原案における右郭の二坊と三坊を画する境界線には一致している。またこの小溝の東方約一八メートルの位置に幅約一三メートル、深さ約二メートルという比較的大きな溝を検出したが、これの東岸には木杭による護岸施設が認められた。

木簡はこの大溝から発見したもので、合計五点を数えた。しかし文字を判読できるものは一点にすぎず、表裏にそれぞれ「四合」、「傳」、「頼」などの文字を墨書きしたものである（木簡6）。他の四点はいずれもわずかに墨痕が認められる程度の小断片である。またこの溝中からは、瓦や「那ツ支」「也」と記された墨書き土器（須恵器）を含む土器類などかなりの量の遺物を検出し

ている。これらの遺物から溝の堆積時期をみると、最下層は奈良時代の後半から平安時代の初頭にかけての時期、また最上層は平安時代の後半に比定できた。トレンチによる発掘調査といふこともあって、これらの遺物との関連を推定できるような建物遺構は確認できなかった。

III 第二六次調査 政庁地区正殿後方築地東北隅 昭和四八年

この調査地域は、後殿地区ともいべき政庁跡正殿後方地区的東半部である。昭和四七年に第一五次調査として実施した政庁地区回廊東北隅の調査によつて、從来は全く不明であった正殿後方地区をとりかこむ施設が築地であることは判明したが、その構造や規模などについては明らかにするまでに至らなかつた。そこでこれらの諸点を明らかにするために、この地区的約一八〇〇平方メートルについて発掘調査を実施したのである。

その結果、東面築地SA三三五の基礎東側石は東面回廊SC三五〇の基礎東側石と面をあわせて南北方向に一直線にのび、北面回廊SC三四〇の心から約六六メートルのところで西に折れ、北面築地SA五〇五となつてこの地区をとりかこんでいることが判明した。またその内部においては、擡立柱使用と礎石使用の二時期に分けられる梁行五間、桁行八間の建物SB五一〇と三間×三間の棟あるいは倉と推定される礎石建物SB五一〇、土塙SK五一四などの遺構を検出した。

この過程で木簡を発見したのであるが、政庁地区内部でははじめての発見であり、また後述のように量的にも大であったこ

となど注目されるものである。その出土地点は大きく五ヶ所に分けられるので、各出土地点ごとに略述しておこう。

(1) A 地点

調査区の北辺に位置し、北面築地の北側に隣接し、北方から流れ込んでいる溝状遺構で、地表面下約〇・五メートルの暗灰砂質土層の中から一点の木簡を検出した。それは軸部を欠いてはいるが、いわゆる題籤であり、表裏は肉太の文字で、「府園司」、「遣喪解文」と判読される(木簡9)。この出土層は平安時代の前・中期に形成されたと推定され、木簡の筆勢なども他の地点から出土したものとは異なり、達筆である。また溝状遺構の状況などからみて、この木簡は北方地区で投棄されて流入した可能性が強い。

(2) B 地点

北面築地 S A 五〇五の土層観察のために設定した幅約〇・四メートルのトレチニアで、築地の基壇天場から約一メートル下の第Ⅲ腐植土層から木簡一点を発見した。それは物品伝票と推定されるもので、表裏は「十月廿日竺志前賛釋□□留まど〔下無六真〕「済志毛_下割軍布_上」と判読でき、ひとく損傷してはあるが、原形をほぼ推定復元できる(木簡7)。茲前の古称である「竺志前」と記し、「軍布」や「古」などの用字にも藤原宮跡出土木簡にきわめて近似する点が認められるので、時期的には八世紀初頭前後を下限とするものと推定される。替の問題を要素を考える上において注目されるものである。

なお後日、「このトレンチを約一・五メートルに拡幅した際にも、同じ第Ⅲ腐植土層から一点の木簡を検出したが、それらはい

ずれも削屑の小断片であり、文字の判読は困難である。

(3) C 地点

北面築地 S A 五〇五と建物 S B 五〇〇との中間で、後述する D 地点の土塙 S K 五一四の東側にある。地表下約〇・七メートルの溝状遺構およびその南方に延びる第Ⅱ腐植土層から二四点、さらにその下約〇・二メートルの第Ⅲ腐植土層から四点を検出した。しかし大部分は小断片と削屑の小片であり、文字は判読しがたい。

なおこの地点では、第Ⅱ腐植土層の上層である青灰色土層から底部分に「上毛郡」と墨書きされた須恵器を発見している。

(4) D 地点

土塙 S K 五一四である。北面築地 S A 五〇五と建物 S B 五〇〇のはば中間に、東西約三メートル、南北約一・五メートル、深さ約〇・五メートルの不整形で第Ⅱ腐植土層に掘り込まれていた。この中からは、夥しい松葉や数種の種子類そして桶などの木製品とともに木簡を検出したのであるが、それは第二六次調査出土木簡の大部分を占める八八七点を数えた。

また形状的には木簡の一部ないしは削離部分と推定されるが、墨痕は全く認められない小木片を多數検出している。このほか木簡に関連するものとしては、墨書き土器や硯に転用したと見られる須恵器の壺蓋なども検出しているが、墨書き土器の文字の判読は困難である。これらの遺物は、土塙あるいは遺物の出土状

況などからみて、あらかじめ掘られた土壙に遺物が意識的かつ比較的短時間のうちに運搬されたものであり、種子類からみてその季節は晚秋と推定される。

出土木簡は、全体の約九七%にあたる八六一点が削屑の小断片であり、一点が数片に分かれているものも少なくはない。これに対して、一応原形を保っているとみなしうるものはわずかに付札木簡8の一点にすぎず、そして二五点は損傷などのために原形の推定は困難であるが、明らかに削屑ではなく、またこの二六点のうち一二点については、表裏両面に文字ないしは墨痕を認めうるものである。

次に文字についてみると、約一六〇点が一点につき少なくとも一字を判読もしくは他の比較から推測できるものである。

しかしこのうち約一〇〇点はわずかに一、二字を判推測できる程度のものであり、その内容・意味を明らかにすることは困難である。これに対し數字を判推測できる約六〇点についても個々の内容・意味などの検討を必要とはするが、約三〇点は一応成文、成句とみなし得るものである。

一字しか判推測できないものを含めて約六〇点は明らかに習書と判断されるものであるが、なかでも解文の事書の書式である「譯解申事」あるいはその一、二字が特に目立つ。これ以外では、「勝」、「有」、「道」、「身」、「成」などの文字が多数認められる。

次に成文・成句とみなされるものでは、まず「長」人物守(木簡53)や「長一人膳」(木簡54)と判読できるものあるいは草取

や柴取というような職名的なものがある。これらは職員令や延喜民部式などからうかがえる大宰府政庁の職制には見い出せないものであり、その実体などは明らかでないが、仕丁や使部などの問題を考える上において参考すべきものであろう。

人名では、「特進卿國公魏徵□務□營□」と判読できるもの(木簡12)をはじめ、車持朝臣氏道・鴨牧麻(呂)・山口忌寸・前田臣さらに成廣・麻呂など計一人分を検出できる。このうち魏徵は唐の太宗時代の人で、「群書治要」の著者としても有名であり、この木簡自体は他の人名木簡とは性格を異にするものと看える。これに対して他の九人はいずれも未知の名であり、鴨牧麻(呂)が書生であること以外には、彼らの事績は全く明らかでない。

このほか、「豈有渴飲渴」と判読できるもの(木簡17)などある文章からの抜き書きと推定されるものを数点検出しているが、その出典などを明らかにするにはいたっていない。

(5) E地点 北面築地S-A五〇五の北側に位置し、A地点の東方約四メートルの地点で、地表面下約一・三メートルの第三腐植土層から二点を検出したが、ともに削屑の小片であり、文字の判読は困難である。

以上のように、この調査ではおおよそ五地点から合計九三〇点の木簡を検出した。なお「大宰府史跡 昭和四八年度発掘調査概報」においては、出土木簡の総点数を九七三点、またD地点の土壙SK五一四からの出土点数を九三〇点と報告した。しかし前述のように、土壙SK五一四から出土したものの大半

は削屑の小片であり、これらについては再整理を行なった結果、本来は同一個体に属すると認められるものを検出したので、それを集約して現時点において確認できる總点数を九三〇点と訂正する。なおこれ以外にも、木質あるいは筆跡などからは同一個体に属するのではないかとみられるものが若干存するが、現状では形状的に接合せず、内容的にも判定できないので、現時点では一応別個のものとして数えておく。

この調査においても紀年銘を有するものは検出されなかつたが、おおよその年代考定は可能である。すなわち共伴土器の編年などを考慮して木簡包含層の形成時期をみると、最下層の第Ⅲ層植土層は奈良時代の初期ないしは前期に比定でき、第Ⅱ層植土層は奈良時代の中期から後期にかけての時期、そして最上層の暗灰砂質土層は平安時代の前・中期と考えている。八世紀の初頭以降には下らないと推定できる木簡の出土地点が北面建築地S-A五〇五の基壇下の第Ⅲ層植土層であったことからも、この包含層の形成時期推定は妥当なものと考えられ、その時期を木簡の時期とみなしても大過ないだろう。

ともあれ、この木簡出土は政府地区内部においてははじめてのことであり、削屑が大部分ではあるが、大量のものが一括して出土し、その意義はきわめて大きいと言える。

小 結

以上に概要を述べたように、大宰府史跡においてはこれまで三度にわたって合計約九五〇点の木簡が出土している。しかし

その大部分は小断片や削屑の小片であり、数字の文字を判別説でくるものを含めて、その史料性については今後の検討に俟たねばならない点が少なくはない。また出土点数に対しても文字を判別説でくるものが少なく、出土木簡による成果などについて論することは困難ではあるが、今若干述べておきたい。

律令制大宰府に関する史料は、六国史など当代の諸文献にもしばしば散見できるところであり、近年それらは竹内理三氏の編によって「大宰府・太宰府天満宮史料」として集大成されているが、律令制地方官衙に関する史料としては、他の地方官衙に關するそれとは比較にならないほど質量とともに恵まれている。しかしその多くは中央政府の手によって編纂されたものであるだけに、大宰府の実態にかかるものは必ずしも多くはなく、その点で第一次史料としての木簡のもつ意義はきわめて大きいのである。たとえば、書生・使部などというような大宰府政庁の下級職制についての知見の増加、あるいは車持朝臣氏道以下の未知の人名検出などを指揮できる。しかしこれらが直ちに有効な史料としての機能を發揮するものでないことは言うまでもなく、さらに今後の検討を要するのである。

次に出土木簡と遣構との関連についてみてみると、第四次調査出土の木簡については、藏司との関連が想定されるが、第一次調査と第二・六次調査出土の木簡については必ずしも明らかではない。

政府跡西側の小丘は、そこに現存する二三個の礎石とその「藏司」という小字名などから藏司の遺址に比定されている。令制

では、西海道諸国島の調査物は大宰府に進納され、藏司はその取扱を担当し、礎石はその倉庫の遺構である。従つて豈後國からの貢進物の付札である木簡2が藏司から授業された可能性は強く、他の八点についても、その出土状況などからみて、藏司との関連は十分に想定できる。

次に、大楠地区出土の木簡は、北方の藏司地区あるいは東北方の政府地区から流入したものと考えられるが、現在の県道山家一関屋線が大宰府奈坊制における政府前の大路に比定できることもあり、その可能性の想定は若干困難であろう。これに対しても、この調査区に東隣する水田は大字觀音寺字不丁に属していながら、小字名の不丁は「府序」に普通し、大宰府政府に關係する官衙地区と推定される。そこで第一・七次調査では南北方向に渠行二間、桁行七間の礎石を有する建物遺構を検出したが、これも何らかの官衙施設と考えられる。従つて大楠地区出土の木簡もかかる官衙施設との関連性を想定することは可能であるが、前述のように、木簡出土の溝の東方に位置する小溝が奈坊制における右郭の二坊と三坊を隔する境界線とも想定されるので、三坊地区において検出した木簡と二坊地区に所在する建物とが直接に関連するかどうかについては検討を要する。

このことは第二・六次調査出土の木簡についても言つていい。すなわちD地点の土塙SK五一四以外では、木簡は二つ以上の腐植土層の中に点在していたが、これらは腐植土層はともに北面築地SA五〇五の南北両側に並んでいた。また政府地区自体の本来の地形は、東西を月山と藏司という小丘にはさまれ

た一種の谷間的なところに、背後の四王寺山から土砂が流入して堆積したものである。従つて腐植土層中の木簡が授業地点から移動していることは推測に難くなく、おそらく北面築地SA五〇五北方の、現在は約一メートルほど高くなっている地区で授業され、流入したものと推定される。不丁地区のように、内裏における授業院に相当すると考えられる政府地区の周辺には、日常的執務のための施設が所在し、この後背地区もそのようない部であったと考えられる。しかし未調査のためその詳細については明らかでない。

またD地点の土塙SK五一四出土の木簡については、削屑が大部分を占め、内容的にも蓄書が多いことと木簡36に見えるような書きの存在とともに無関係ではなく、さらに近接する建物SB五〇〇との関連も想定されるが、それは困難なようである。すなわち、築地や建物はいずれも灰色砂質土および青灰色砂質土の整地層の上に構築されている。土塙SK五一四是この整地層の下層の第II腐植土層に掘りこまれたものであり、時期的には築地や建物よりもさかのばるものである。従つてこれらの木簡は一括して授業されたものではあるが、建物SB五〇〇とは無関係と言つべきであろう。とすれば、それらが製作されたのは他の地点出土のものと同じく後背地区かもしれないが、土塙SK五一四と北面築地SA五〇五との先後関係は明らかでないのでは、断定はできない。

次に木簡の時期については、前後三度にわたる出土を通じて、紀年銘を有するものあるいは絶対年代の比定可能なものは一点



大宰府史跡木簡出土地点要図（数字は調査次数を示す）

も検出できなかつたが、ある程度は推定でき、新しいものは木簡9で、平安時代の前・中期と考えられる。なお第二六次出土木簡の大部分を占める土塙SK五一四出土のものからはその時期を示唆するようなものも検出されなかつたが、出土層などからは奈良時代の中期から後期にかけてのものと推定された。

ところで、第二六次調査出土木簡の時期は政庁施設の整備時期とも関連している。八世紀初頭前後のものと推定される木簡7の出土地点が北面築地SA五〇五の基壇下であったことは、この段階ではいわゆる後殿地区をとりかこむ築地は築かれていなかつたことを示している。かつて南門・中門地区の調査において、現地表に露出している礎石の下層にも礎石の存在することを確認し、さらにその下層では政庁創建期の施設と推定される獨立柱建物の遺構を検出した。獨立柱建物から礎石建物に改められた時期について

はさらに検討を要するが、木簡7は政府施設が十分整備される以前のものであり、まだ孤立した建物であつた時期のものではないと考えられる。とすれば、從来政府施設が礎石を使用した建物に改められたのは天武朝から文武朝にいたる間と考えられていたが、むしろ八世紀初頭の文武朝以降と言うことができ、特にいわゆる後醍醐地区については整備はかなり遅れたのではないかと考えられる。

最後に人名について述べておこう。第四次調査で三名、第一次調査で一二名ほど検出しているが、彼らの事績はほとんど明らかでない。しかし第二六次調査で検出したうち、仕丁益人や使部清人などはともかくとして、車持朝臣氏道・山口忌寸・前田臣などは、鴨牧麻（呂）が書生であり、土垣SK五一四出土のものでは削屑が大部分を占め、しかも習書が多く、同筆と推定されるのも少なくないことなどを考えると、府の下級官人なかでも書生であったともなしでよいのではないだろうか。前田臣に関しては齊衡年間に筑前國上座郡大領として前田臣市成の名が見え、在地性の強い都司級の氏族と推定されるが、天長二年八月十四日の太政官符にもうかがえるように、府にはこのよな都司級氏族の出身者が書生などとして勤務していた。そして平安時代の中期以降、彼らは各種の府官として府政の中枢を占めるである。

以上、出土木簡に関連して若干述べてきたが、その個々の史料性あるいはそれのもつ意味などについては、今後の検討・考察をする点が少くないので、さらに深めていきたい。

积

文

□日下部牛

(ヨリ)

里長日下部君牛脊

〔〕

「疾病爲依」の四字を「疾病の爲により」と読み下してよいのか文法上若干疑問であり、また上半部が欠損しているため全体の文意は明らかでない。また裏面右側の「□日下部牛」^(ヨリ)は追記であろう。從来いわゆる休假宿とみなされていて、必ずしも断定できない。日下部については、仁德記に「亦為大日下部王之御名代、定大日下部、為若日下部王之御名代、定若日下部」とあり、ついで両部とも若日下王すなわち雄略皇后草香拂後皇后に帰してゐる。日下部君はその首長の後裔氏族と考えられる。西海道における日下部君については、豊後風土記の日田郡製編郷の条にその伝承が見え、天平九年の豊後國正税帳にも某郡少領および主領としてその名が見える。このほか日下部氏閥氏族は、松浦佐用姫の裔族の所在した肥前をはじめ、筑前・筑後・豐前・肥後・日向などの諸国においても見られ、かなり広範囲に分布していたと推定される。令制では、五〇戸を一里として各里には里長を置いたが、靈龜元年には里が郷と改称され、その下部単位として一・三の里が配され、各里には里正が置かれた。従つて、この木簡の下限時期は靈龜元年前後に比定することが可能であろう。

炳

炳

炳

炳

君牛

「久須評大伴マ」

(三カ音)

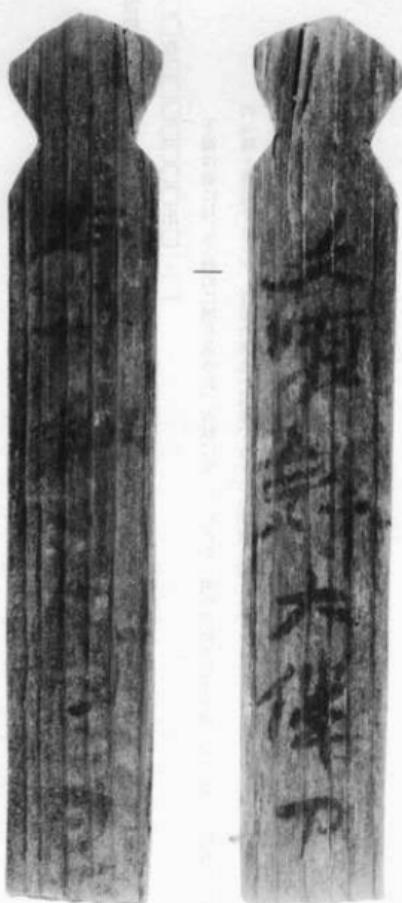
「太丹□□」

□□□

第四次。一五・六×一・七×〇・三

スキ

下端の切断は二次的なもののように見えるが、本来的なものとみなしてよいだろう。久須評は肥後国球珠郡である。藤原宮跡出土木簡「己亥年十月上狹阿波評松里」が長年の都評論争に終止符をうち、「コホリ」の用字としては「評」字が大宝令施行直前まで公的に使用されていたことを明らかにした（木簡考収集）。従ってこの木簡の下限時期も大宝令施行前後に比定することができよう。大伴部については木簡にも見えるが、その分布は西海道のはば全域にわたって見られる。裏面の「太丹」は大伴部につづいて大伴部太丹という人名になるのか、赤色顔料である朱の別称であるか明らかでないが、後者とすれば延喜文武二年九月乙酉条に見える豐後國の真朱との関連が注目される。



2

「告稲事者受食白 大伴マ尺手此」

「□□在□□□□□□出□」

第四次 三四・三×一・一×〇・六

ヒノキ

下端は面に対して斜めに削り落され、刃状になっているが、何のための加工か明らかでない。内容的には文書類の一種と推定されるが、裏面の判読が困難であるため詳細は明らかでない。

告鄉事者爰良白
以之天下子

下半部は欠損しているが、貯穀の出納に関する文書であろう。貯穀は私出奉の古称で

あり、大宝令以降はもっぱら出奉の呼称が用いられたので、この木簡の下限時期は大宝前後に比定することができる。財部は寶皇女(皇極天皇)の御名代部と言われるが西海道では、筑前國鶴見川辺里大室二年戸籍に財部阿麻實 繁和宝龜元年七月戊寅条に筑前國麻都人財部字代などが知られる。なおこれの反対面は物差であり、古代尺度を考える上において注目されるが、両面の先後関係は明らかでない。物差の現存長は約一四・八センチで、ほぼ一寸^{二分}に区分され、五寸分にあたる。その各一寸はさらに四区分されているが、いずれも正確には等分されていない。その計測値は下表のとおりである(単位はcm)。

5

「大夫之□□

第四次

ヒノキ

習書とみられるが、削削の小片であるため確証はない。大夫は五位以上の官位者に対する尊称と考えられ、大宰府官人では少尹以上がこれに該当する。なお万葉集卷五に見える天平二年の梅花の宴では、大武については「紀拂」とするが、少武については「小野大夫」というよきに記している。

	左	右
①	3,185	3,175
②	2,870	2,825
③	3,035	3,085
④	3,020	2,995
⑤	2,775	2,780
平均	3,020	2,999



4



5



5

6

ヒノキ
 頸首及脣 (ヒノキ)

(ヒノキ)
 正月 正月月月月月

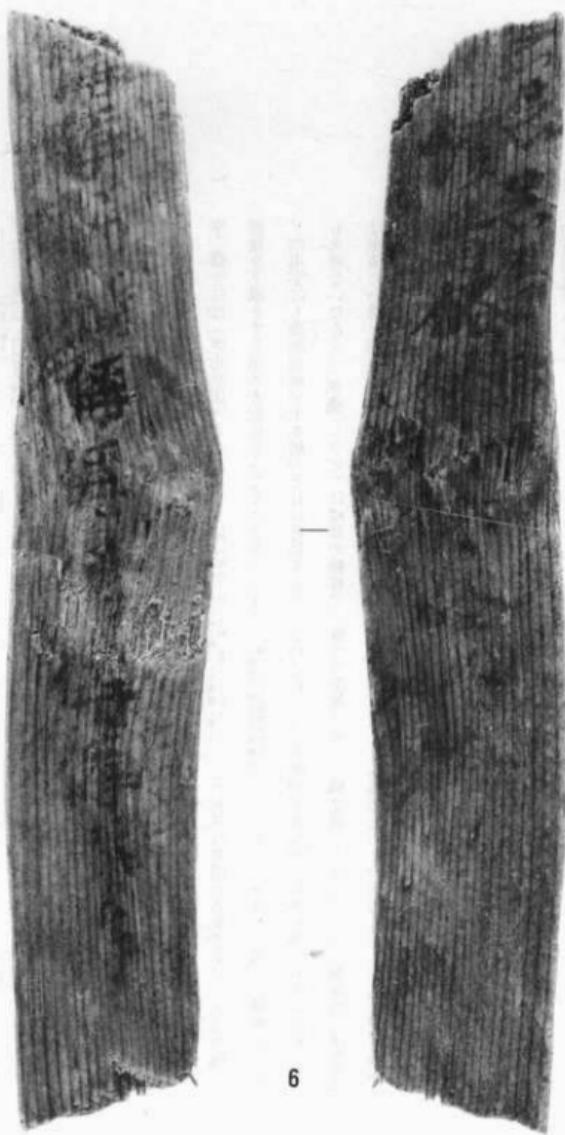
俗俗俗俗俗俗俗俗
(ホコリ)(ホコリ)(ホコリ)(ホコリ)(ホコリ)(ホコリ)

頓頓頓頓

第一四六 一〇・四×二・七×〇・四

ヒノキ

第一四大調査で出土した木簡のうち一応判讀できる唯一のものである。上下端とともに折損しているが、内容的には習書である。



6

「十月廿日竺志前役^ノ釋□□留^(ヲ)多比一至施五十兵」

第三六次-B 三一・一×二・九×〇・三 広葉樹

中間部などに折損がはなはだしいが、原形の推定復元は可能である。しかし末端の切断面が本来的なものか二次的なものかは明らかでない。具体的な年紀は記されていないが、用字などからある程度の時期推定はできる。藤原宮跡出土木簡に「・竺志前^ノ釋□・」と記されたものが見えて、「多比」所収^(ヲ)大宝四年一月十一日付の「大幸^ノ移」には「竺志前^ノ國」と見えるよう^ト、「(東北文庫所蔵文書) 大幸^ノ移」によると、「この称呼は筑前の古稱であり、大宝令施行前後を下限とする國名表記法とみなす」とができる。〔藤原宮跡出土木簡釋^(ヲ)〕、さらに「多比」・「列」・「割軍布」などの用字にも藤原宮跡出土木簡のそれに近似する点が認められ、この木簡の下限時期を和銅年間の前半に比定しても大過ないだろう。「都倫」(ツビ)は蝶類の総称で、賦役令義解は蝶を「蝶之属」と註している。裏面の「湊志毛」は海藻の一種と推定され、正倉院文書や延喜式大嘗祭式などに見える「都志毛」との関連も考えられるが、具体的には明らかでない。「生鮑」以下はいずれも生鮮海産物と推定されるので、大宰府において何らかの処理加工がなされたのであろうが、「釋□□留^(ヲ)」の意が通じがたく、必ずしも明らかでない。また単位名らしい「具」の意味も明らかでないなど、今後の検討に俟たねばならない点が少なくはない。ともあれ、大宰府における税の問題、ひいてはその財政構造を考える上において注目されるものである。なお「釋□□留^(ヲ)」は「釋^(ヲ)留^(ヲ)」とも見られるが判定は困難である。



「使部清人」

第六六次—D 一七・〇×一・七×〇・三 針葉樹

土括SK五一四出土のものでは唯一の完形品である。「帥鄉」は、大宰帥と八省卿との兼任者とも解されるが、從三位以上を帯する大宰帥に対する尊称であろう。これの品目は記されていないが、「御料八端」とあることから布と推定される。禄令給季祿条によれば、從三位大宰帥に給与される布は年額七二端であり、六端といふのはその一個月分に相当するが、季祿は一月と八月の二回にわけて支給される規定であるから問題が残る。最下の一字は「斤」と読みそつであるが(『一萬年百物語小字類』)、品目も不明であるため断定はできない。軍防令によると、内六位以下八位以上の嫡子を二等に分け、身材劣弱にして文等も識らない下等な者を使部となし、諸司に配置してその差役などに従事させたのであるが、職員令では大宰府への配属は規定されていない。しかし宝龜四年には、以後は外散位を取つて大宰府使部に補すとされ、もし駕使に堪えないとすれば自一〇人以内の選用が認められ、延暦六年にはその定員が四〇人に改定されている(『延暦十六年官符』)。延暦十九年には「進上木蓮子御賞使府使部大伴直石園」の名が見え(『延暦十九年正月』)、また平城宮跡出土木簡にも「……大宰府使部……」が見える(『平城宮跡出土木簡』)。

9

「府國司」「遣喪解文」

第二六次—A 八・六×三・三×〇・六

針葉樹

軸部を欠いているが、いわゆる題籠である。出土状況あるいはこの運筆などからみて平安時代の前期ないし中期のものと推定される。律令制下、職事官は遣喪に際して一時的に解官もしくは給假され(『御事官傳書古流』)、一定の服紀後本官に復任される仕組であり、これはかかる遣喪に際しての解文を纏つたものの題籠である。「府國司」は大宰府管内の国司とも解されるが、大宰府の府司と管内諸国司との併合称呼とみなすべきであろう。しかしその国司が管内全域のそれかあるいは一部特定のそれを意味するかについては明らかでない。



9



8



10
「□前□
(左の) (右の)

付札と推定されるが、詳細は明らかでない。

11
「仕丁益人」
「人」

第二六次一〇 一一・一×一・七×〇・四

第二六次一〇 九・一×三・二×〇・五 针葉樹

上半部が欠損しているため、いかなる目的のものが明らかでない。賦役令によると、「仕丁には五〇戸」と記す。正丁一人を選んで、諸司や封戸の給主に配置して雜役などに従事させた。大宰府では、「……但府官人者、任在近要様同京宣、因此別給仕丁公麻稱、……」として(瓦月内中事)、官人に配属されている。延喜式によると、帥の三〇人をはじめとして官人あるいは内部の諸司にそれぞれ仕丁が配属されている。しかし「の仕丁」と軍防令に規定されている事力との関係は明らかでない。なお木簡9に見える「使部清人」と同じよう、この益人にも姓氏の記されていない点が注目される。



10



11



12

「特進鄭國公魏徵」
(46)
 □務□卷□□

第六次—D

針葉樹

魏徵(?—643)は唐の太宗時代の人で、「群書治要」の著者として有名である。「特進」は正二位に相当し、「鄭國公」は彼の封名である。その時務策は今集解の賦役令老子条および考課令進士条の一ヶ所に引用されているが、「日本国見在書目録」（「続群書類從」所収）には收められておらず、詳細については明らかでない。

□鄭國公務務□勝□□

□

義□

□

□

木簡12とは異筆である。

第六次—D

ヒノキ属



12



13

16 15 14
□ 勝 勝 勝 勝 □
□ □ □ 勝 勝

いずれも木簡13と同筆と推定される習書である。

第一六次 D
第二六次 D
第三六次 D

ヒノキ



15



14



16

豈有渴飲鴻

「万品受形各口

口

□非可以一理推

□餘□

稟性□

爲炭□

23 22 21 20

19 18 17

既絶

第一六次—D

17—19はある文章からの抜き書きと推定されるが、その出典は明らかでない。18と21はほぼ同村同筆と推定される。

針葉樹

ヒノキ

針葉樹

ヒノキ

針葉樹

ヒノキ

針葉樹

ヒノキ

ヒノキ

ヒノキ

ヒノキ



19



18



17



23



22



21



20

29 28 27 26 25 24

于 □ 險 □ 夫 □ 風稍改
□ 改 賊性而弛 □

第一六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

25と26は同文であるが、筆は異なる。

ヒノキ属
針葉樹
ヒノキ
ヒノキ属

これらもある文章からの抜き書きと推定されるものである。



26



25



24



29



28



27

33 32

□山川 同
 □□山川 同
 □□山川 同

異筆同文である。

31 30

□教
 □□依員
 □□教

（二）一点は同筆であろう。

第一六次—D
 第二六次—D
 第二六次—D

ヒノキ属
 ヒノキ



33



30



31



32

35 34

「車持朝臣氏道
申車持持朝

第六次—D
第六次—D

ヒノキ属
ヒノキ属

未知の人名であり、彼の事績は明らかでない。西海道における車持氏については古く承和五年十月条に筑紫の車持部に関する記事が見え、車持朝臣はその首長の後裔氏族である。なお35は34から類推して判読したものである。

36

□□
○○
○○
○○

第六次—D 九・五×一・八×〇・三
針葉樹

原形などは不明であり、下端も折損しているが、鴨牧麻呂であろう。裏面は裏筆の逆手であり、文字は判読しがたい。書生は木簡49にも見え、在地の郡司級の氏族の出身者が勤めたのである。この鴨氏が鴨朝臣氏などといかなる関係にあるのかは明らかでないが、書生であることからみて在地の氏族であろう。なお大宰府跡出土の文字瓦に「質茂」銘のあることが注目される。



36



35



34

37 合達人前田臣

第一六次—D

針葉樹

「合達人」とあるから、前田臣について六名の名が記されていたのであろうが、これに接続する断片は検出されなかつた。前田臣はほとんど未知に近い氏名であるが、文德実錄齊衡二年十一月發舟集には筑前國上鹿郡大領として外從七位上前田臣市名の名が見え、同氏は在地性の強い郡司級の氏族と推定される。

38 合達人前

第一六次—D

37と同文であろう。

39 □□二人

第一六次—D
ヒノキ属

當

側脇のため原形などは不明であるが、内容がある種の歴名とみれば、「當」は当麻氏であろうか。山口忌寸の事績は明らかでないが、万葉集卷四には、天平一年六月、夷守駅（福岡市東区多々良付近に比定される）で帰京する大伴稻公らを見送った中に「少典山口忌寸若麻古」が見え、「すはにある いはくにやまを こえむひは たむけ よくせよ あらきそのみち」と詠んでいる。

40 41

第一六次—D

〔日奉り〕
□□
部 日奉 □
〔度々〕

第一六次—D

針葉樹

日奉部は敏達紀六年一月甲辰条に初見し、西海道では筑後・豐前・肥後などに見られる。



40



39



37



42



41



38

43

物々長(物々)

第六次—D

物々長(物々)は人名であろう。西海道における物部氏關係氏族はかなり広範囲におよんでいる。

44

部波

第六次—D

45

部礼

小片で文意は不明。

46

(呂)

第一六次—D
第二六次—D

ヒノキ属
ヒノキ属

47 46

呂 万呂

46・47ともに人名であろう。

第一六次—D

針葉樹

48

来 呂

麻呂前

この二点は現状では接続しないが、木質・筆跡などからみて本来同一個体と推定される。

針葉樹



47



46



44



48



45



43

「隊廣成

「身

宣此状知早速限今日」

省

□

□

□

□

隊

五十五十五十」□□割□

□

□

□

隊

「

□

「有

字

「遠質遠□」

「

「票

道

澤澤守十一月廿七日 成

「考考考」

「

「票

道

書

生

十一月

守

當

□

第六次一D

ヒノキ

この名片は本来同一個体であった可能性が強いが、とすれば全長四〇mm以上になり、問題が残る。文意は明らかでないが、裏面は習書であろう。



御笠團は遠賀團とともに筑前四軍團の一つであるが、他の二團の團名は明らかでない。弘仁四年八月九日の太政官符によると、管内諸國の兵士はほぼ半減され、筑前國の場合は團別五〇〇人とされている。なお太宰府町大字國分において発掘され、現在重要文化財に指定されている銅印（印文「御笠團印」）は「遠賀團印」とともに軍團印として有名である。

51 □百長

軍防令からは「百長」という称呼そのものを見い出すことはできないが、周防國正税帳には「長門國豊浦團五十長

凡海部我妹」の名が見え、軍團の職名の一つと考えられる。

第一六次—D

52 □遠遠賀

遠遠遠

第一六次—D

針葉樹

「遠賀」は木簡49にも見え、筑前國遠賀郡のことであろうが、これは潤書とみなされる。

第一六次—D

第一六次—D

ヒノキ属
ヒノキ属

ともに削屑で原形は不明であるが、記載形式は同じであり、大宰府行政の下級職制にかかるものと推定される。53は「膳」あるいは「膳□」で、称呼となるのか明らかでないが、職員令に見える主膳との関連が注目される。主膳の職掌としては膳などのいわゆる保存食に関することが規定されているが、それは本務とも言つべき番客廳のための料理や供御御賓の調製などを行なうためのものであった。その定員は一人であるが、その下には大膳職における膳部に相当する者や雜役に從事する者などが当然配置されていたであろうから、これはそのような一人ではないだろうか。一方「物守」の職掌も明らかではないが、延喜民部式に見えるような何らかの施設の守衛的な存在ではないだろうか。またいずれも「長一人」とあるから、かかる職務に從事する者の複数的存在がつかがえる。



52



50



54



53



51

長
長
長

也長

長
長
長

長
長
長

長
長
長

□
□
□

(東方)

60 59 58
柴取一人
草取二人

□
□
□

(東方)

62 61
舍人

□
□
舍人

舍人

第六次-D

第六次-D

第六次-D

針葉樹
ヒノキ属

第六次-D

第六次-D

第六次-D

針葉樹
ヒノキ

第六次-D

第六次-D

第六次-D

ヒノキ

第六次-D

第六次-D

第六次-D

ヒノキ

兩者とも剖面で、原形は不明である。この称呼には多分に力役的要素が看取される。平城宮跡出土木簡の「仕合拾伍人」
（『平城宮跡出土木簡』五）にも見えるように、仕丁に課せられた具体的な労働にもとづく称呼であろう。

前者は舍人以外の文字が判読できないため文意は明らかでない。後者は前者より類推して判読できる。



58



57



56



55



62



61



60



59

63 商布廿□^(ひだり) 十四□

第六次—D 八・五×〇・九×〇・一 针葉樹

上半部が折損しているため原形の推定は困難であるが、内容的には付札とも考えられる。商布は交易制によつて調達される布帛類であり、延喜十四年八月十五日の太政官符には諸国例進地子雜物の品目と数量が規定されている。それによると、商布を貢進するのは主として東山道諸国であり、大宰府管内の場合は精・綿とされ、商布は見られない。

64 □^(ひだり) 売頭

第六次—D ヒノキ

「□」と「賣頭」は異筆とみられる。

65 □^(ひだり) 売堂

第六次—D

針葉樹

木簡⁶⁷と同筆とみられる。

66 事豊

第六次—D

針葉樹



66



64



63



65

家車見是見

爲爲謹解申事

「謹解申事」は解文の事書の書式であり、内容的には省略とみなされる。

〔謹謹謹謹謹解申申人入連人口〕

〔□□□□□百百百百□事事□□〕

67と同種の習書である。かなり薄く、何回も削られたのである。

第一六次—D 一三・一×三・七×〇・三

針葉樹

第一六次—D 三一・一×一・三×〇・一

針葉樹

家見是見

67

68

75 74 73 72 71 70 69

「謹解申
〔謹解〕」
「謹解申
〔謹解〕」
「謹解申
〔謹解〕」
「謹解申
〔謹解〕」
「謹解申
〔謹解〕」
「謹解申
〔謹解〕」
「謹解申
〔謹解〕」

いずれも解文の事書の文字の習書例。

第一次—D

第二次—D

第三次—D

第四次—D

第五次—D

第六次—D

針葉樹

ヒノキ属

針葉樹



69



70



71



73



72



75



74

81 80 79 78 77 76

貳貳
貳貳
貳貳

貳家爲

習書の例

なお77と78は同筆とみられる。

第一六次—D
第一六次—D
第一六次—D
第一六次—D
第一六次—D

ヒノキ属
針葉樹
ヒノキ属



78



77



76



81



80



79

86 85 84 83 82

家 家 家
爲 爲 爲 爲 爲

家 家 家
爲 爲 爲 爲 爲

これも書體である。

第六次 D 第六次 D 第六次 D 第六次 D

ヒノキ 針葉樹 針葉樹 針葉樹

82



83



84



85



86



92	91	90	89	88	87
□前	前	前前前	□ (豊)	豊前	豊前

とともに削層の断片で、原形などは不明。

90と91は同材・同筆と推定されるが、現状では接続しない。

第一六次→D	第一六次→D
第二六次→D	第二六次→D
第三六次→D	第三六次→D

ヒノキ属	針葉樹
ヒノキ属	針葉樹



89



88



87



91



90



92

月□□月月□大□□
(月の月)(月の月)(月の月)
 □□□□□□□□□□

翼翼翼

□難

御層のように薄い。内容的には習書と推定されるので、何度も削られたものの最後であろう。
 第二六次—D
 材・筆とともに93に近似しているので、両者は本来同一個体に属するものかも知れない。

第二六次—D

ヒノキ腐

ヒノキ腐



94



93



101	100	99	98	97	96	95
我 我 我	成 成 成	有 有 有	有 有 有	道 道 道	道 道 道	人 道 人
				□ □ □	□ □ □	（人少）
				□ □ □	□ □ □	
				□ □	□ □	

第一六次 D
第一六次 D
第一六次 D
第一六次 D
第一六次 D
第一六次 D

ヒノキ属
針葉樹
ヒノキ



100



98



97



95



101



99



96

102

揃
(そろひ)
揃
(そろひ)
揃
(そろひ)

□
 □
 □
 □

103

陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)

□
 □

104

陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)

□
 □

105

陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)

□
 □

106

陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)

□
 □

107

陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)
陽
(はるか)

□
 □

現状では接続しないが、本来は同一個体と推定される。

第一六次-D

第一六次-D

第一六次-D

第一六次-D

第一六次-D

第一六次-D

針葉樹
(しんばじゅ)



106



104



103



102



107



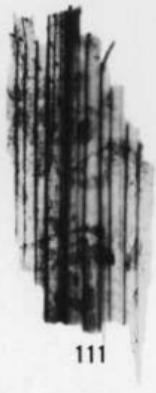
105

112 111 110 109 108
■被被 ■徳府 ■問聞 ■聞聞(まき)
□□ □□ □□

成語のようでもあるが、断簡のため文意は明らかでない。

第一六次—D
第一六次—D
第一六次—D
第一六次—D

ヒノキ属
ヒノキ
針葉樹
ヒノキ



111



109



108



112



110

119 118 117 116 115 114 113

「□
□
□」 「可追□」 「謹□
(ゆうき)
□」 「□
□
□」 「綿録□」 「綿一□」

いずれも草書的書体の例

第一六次 D
第二六次 D
第三六次 D
第四六次 D
第五六次 D
第六六次 D

ヒノキ
ヒノキ
ヒノキ
ヒノキ
針葉樹



116



115



114



113



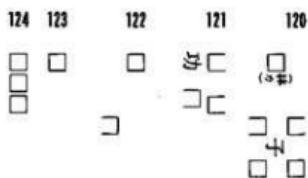
119



118



117



横材利用の例。

第一二六次—D
第一二六次—D
第一二六次—D
第一二六次—D



120



121



122



124



123

125

□五
□面
□口

126

□五
□面
□口

127

□五
□面
□口

128

□五
□面
□口

129

□五
□面
□口

130

□万
□局
□右

131

□万
□局
□右

「伊夜
（ホタル）」

は万葉仮名であろう。

局の異字体である。

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D

ヒノキ属
ヒノキ

針葉樹



131



130



126



127



125



129



128

針葉樹
コウヤマキ

針葉樹

ヒノキ属
針葉樹

第六次—D
第六次—D
第六次—D
第六次—D

136 135 134 133 132

□宣
□諸
□知
□也
□天
□金
□口
□口
□口

136 135 134 133 132

□宣
□諸
□知
□也
□天
□金
□口
□口
□口

136 135 134 133 132

□宣
□諸
□知
□也
□天
□金
□口
□口
□口



132



134



136



135



133

(原名(英名))

138 137
□□□□
□道道□
□□□□□
□□□□□

140 139
□□□□
□□□□
□□□□
□□□□
□□□□
□道道身□
□□□□

第一次 D
第二次 D
第三次 D
第六次 D
第六次 D

ヒノキ属
針葉樹



140



139



137



138

143

142 141



第六次—C

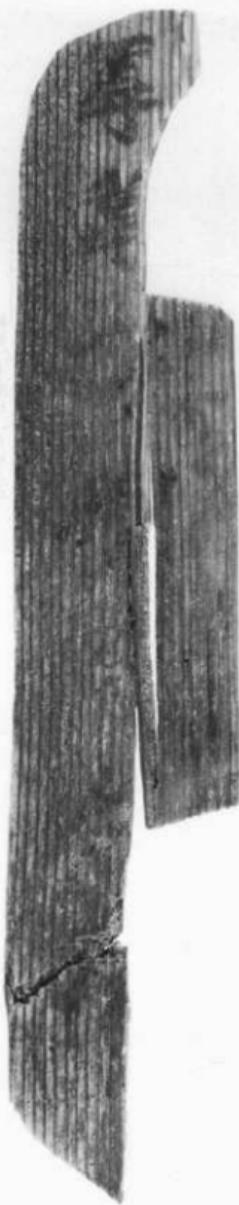
第六次—D

第六次—D

一六·八×〇·九×〇·一。

針葉樹

針葉樹



143

142

141

147 146

□
□
者者
使き(使き)

□□

使部は木簡8にも見える。

145 144

□
□
新
馬守
馬守

断簡のため文意は明らかでない。

第一六次—D

第一六次—D

第一六次—D
第一六次—D

ヒノキ腐



147



145



146



144

大宰府史跡出土木簡概報 (一)

昭和五十一年二月三十一日

発行 九州歴史資料館

福岡県筑紫郡太宰町大字太宰府
本大門町近一〇二五

印刷 秀巧社印刷株式会社

福岡市南区塩屋一ー九四のー